

芦屋市森林整備計画  
一部変更計画書

計画期間 自令和 4年4月 1日  
至令和1 4年3月3 1日

(令和5年3月1 7日変更)

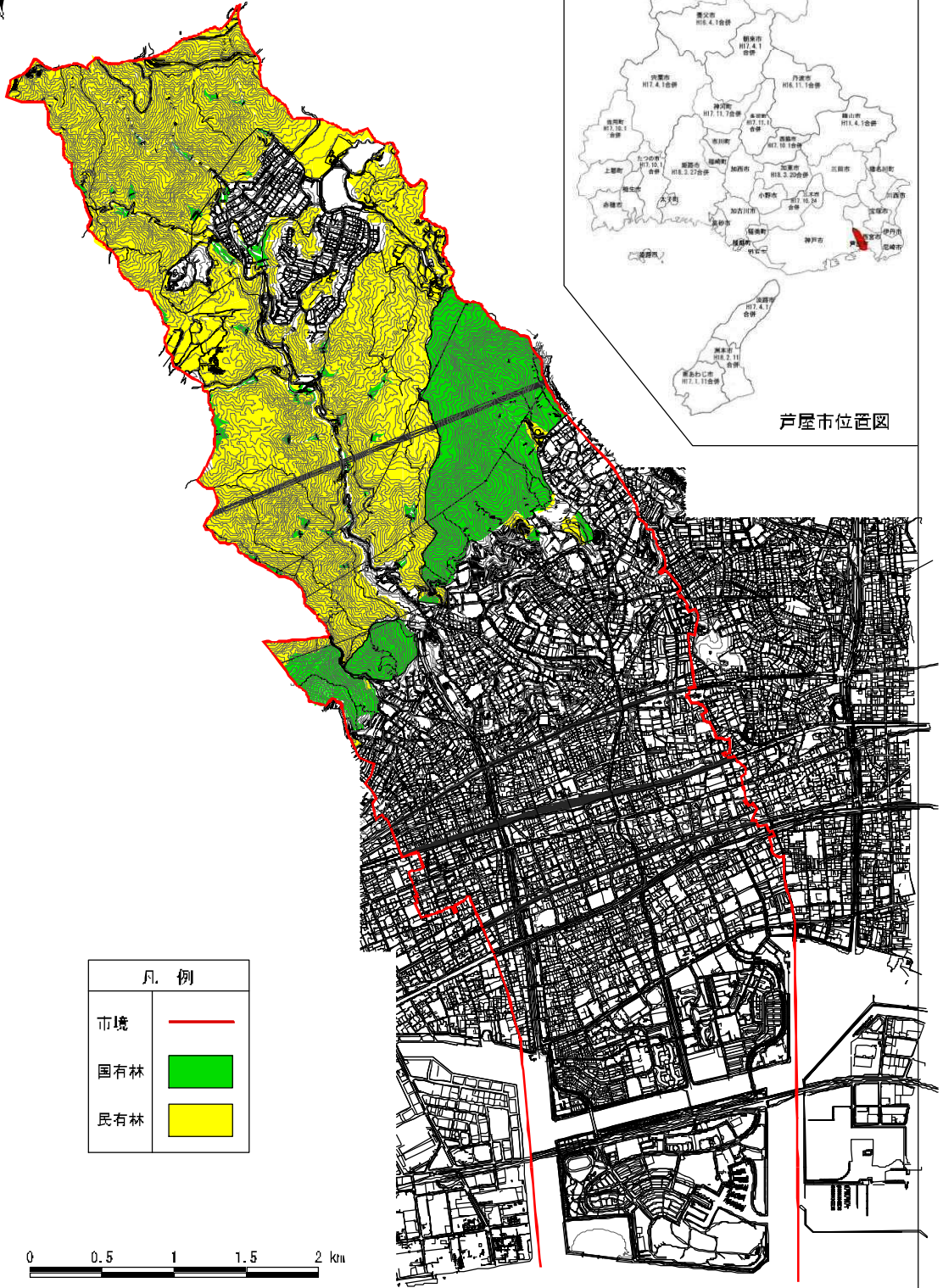
兵庫県

芦屋市

## 目 次

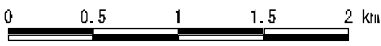
芦屋市森林整備計画の概要	1
I 伐採, 造林, 間伐, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	2
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	2
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	2
3 その他必要な事項	3
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	4
2 天然更新に関する事項	5
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	5
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	6
5 その他必要な事項	7
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
2 保育の作業種別の標準的な方法	8
3 その他必要な事項	8
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	9
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	10
3 その他必要な事項	10
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5 その他必要な事項	14
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針	14

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項		
1	効率的な森林施業を促進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	14
3	作業路網の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
第8 その他必要な事項		
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	14
III 森林の保護に関する事項		
第1 鳥獣害の防止に関する事項		
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	15
2	その他必要な事項	15
第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項		
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	15
2	鳥獣害対策の方法	15
3	林野火災の予防の方法	15
4	森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項	15
5	その他必要な事項	16
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	16
2	生活環境の整備に関する事項	16
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	16
4	森林の総合利用の推進に関する事項	16
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17



芦屋市位置図

凡 例	
市境	—
国有林	■
民有林	■



## 芦屋市森林整備計画の概要

森林は木材等の林産物の生産だけでなく、水源のかん養、山地災害の防止をはじめとする多面的機能を有しており、市民の安全で快適な生活と深く結びついてきた。また、近年、カーボンニュートラルを実現するための貴重な二酸化炭素吸収源として認識され、森林を健全に保つための間伐等適切な維持管理が重要となっているほか、多様な動植物が生息・生育する環境としても、その保全は今後より一層重要となっていく。未来の世代へこの環境を継承し、持続化可能なまちづくりを実行するために、本市では、令和3年6月1日に2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指して「ゼロカーボンシティ」を表明したところである。

一方、本市の森林は山地や谷地、崖地が存在し、梅雨期や台風期等に集中豪雨に見舞われ易い等、山地災害を未然に防ぐ必要がある。

森林は、一度荒廃するとその回復に多くの時間と労力を要し、公益的機能の発揮にも大きな影響を及ぼすことがあることから、長期的な方針と地域の実情に応じた森林整備が必要である。

そのため、国・県・市及び森林所有者を通じた森林計画制度が、森林法により体系付けられている。この「芦屋市森林整備計画」は、市単位での10か年計画を5年ごとに示す本市の森林整備の方向性を明らかにしたものとして森林法第10条の5に規定されている市町村森林整備計画であり、令和3年6月に策定された「森林・林業基本計画」及び令和3年6月に変更された「全国森林計画」に即して兵庫県が定める「加古川地域森林計画」への適合を前提としつつ、地域の実情に即した計画として、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10か年計画として樹立するものである。

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、大阪市と神戸市のほぼ中間に位置する市域総面積1,857haの国際文化住宅都市であり、市域の脊梁をなす東六甲山系を中心に森林が分布している。森林総面積695ha、国有林以外の民有林面積は570.21haである。

そのうちアカマツを主体とした人工林面積は94.42haであり、人工林率(人工林面積/民有林面積)は、16.5%となっており、加古川地域森林計画区平均25.5%より低い比率となっている。

課題としては、森林の多面的機能を十分に発揮させるため、森林の機能に応じた森林施業を通じて森林を荒廃させないことが必要と考える。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域を目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源かん養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能から成る公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

本市の森林は、人工林が少なく天然林のアカマツや広葉樹林が多く存在している。その多くが、下層植生とともに樹木の根が発達することにより土壤を保全する「水源

かん養機能」・「山地災害防止機能／土壤保全機能」を重視する森林と、六甲山系にある瀬戸内海国立公園内での森林レクリエーションの場等を提供する「保健・レクリエーション機能と文化機能」（以下、保健文化機能という。）を重視する森林とに区分され、区分に応じ、その重視する機能の発揮を目指して多様な森林整備を図る。

(2) 森林整備の基本的な考え方

「水源かん養機能」・「山地災害防止機能」を重視する森林の整備については、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とし、下層植生とともに樹木の根が発達し土壌を保持する機能に優れ、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の保全を目指す。

「快適環境形成機能」・「保健文化機能」を持つ森林の整備については、自然環境等の保全及び創出を基本とし、大気浄化・騒音防止等良好な生活環境を保全し、潤いのある自然景観を構成し、市民に憩いと学びの場を提供する森林を目指す。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

普及啓発活動を行い、森林所有者等の共同による合理化を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

加古川地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は下記のとおりである。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
本市全体	35年	40年	40年	45年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

また、伐採・搬出にあたっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の

崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

#### ○人工林（育成単層林施業）の場合

皆伐は、1箇所あたりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。

#### ○天然林（育成単層林施業）の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の育成が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

#### ○人工林（育成複層林施業）の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。
- ③ 林地生産力が低い森林や、山地災害等の危険の高い森林では、強度の間伐で下層植生の生育に適した相対照度とし、複層林施業の導入を図るものとする。

#### ○天然林（育成複層林施業）の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第2 造林に関する事項

人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

植栽に樹種の選定については下表のとおりとするが、土壌、地質及び周辺の自然環境に適応し、諸害に耐えて健全に育成するよう適地適木を基本に行うこととする。

区 分	樹 木 名	備 考
人工造林の 対 象 樹 木	針葉樹 スギ, ヒノキ, マツ等	
	広葉樹 クヌギ, ケヤキ, コナラ等	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または本市材務担当課と相談の上、適切な樹種を選択する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の標準的な方法

森林の構成の目安となる「仕立て」は、森林の密度を示す指標である。定められた標準的な植栽本数を1として、0.8～0.7を中仕立てという。

本市での植栽は、中仕立ての方法として下記に示す。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	中仕立て	3, 500	
ヒノキ	中仕立て	3, 500	
マ ツ	中仕立て	4, 000	

但し、緑化目的等で植栽する時等上記によりがたい場合は、2,000本/以上で可能とする。

##### イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	地拵えは、植付け作業を容易にするだけでなく、地力の維持・増進を図り苗木の活着をよくし成長を促進するため、地表を保護し表層土の流出を防止することを十分に考慮して実施する。
植付けの方法	県優良種苗需給連絡要綱に基づいて生産流通する苗木を用い、植付けた苗木が活着し、健全な成長するよう丁寧に植え付ける。
植栽の時期	早春と晩秋の2期で、気象、苗木の生理的条件、労務関係等を考慮して決定する。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡



地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹 スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等 広葉樹 ケヤキ、コナラ、リョウブ、ヤマウルシ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記のうち、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。

### (2) 天然更新の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 り 出 し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植 え 込 み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について行う。経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は掻き取るものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、立地条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を発揮するため、早期復帰を図ることとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

「加古川地域森林計画」に定める、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、天然更新が期待できない森林については、主伐後の適確な更新を確保するものとする。

具体的には、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の育成状況、林床や地表の状況、病虫害獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案する必要があることから、その基準及び所在に

ついて次のとおり定める。

- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準  
現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面  
上方や周囲 100メートル以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。
- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  
該当なし

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

県が定める地域森林計画（加古川地域森林計画）の対象になっている民有林の立木を伐採するには、原則として森林所有者等は森林法第10条の8第1項に定めるとおり、あらかじめ市長に森林の所在地、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林方法、期間及び樹種等を記載した「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければならない。その規定に反して届出書を提出しないで立木を伐採した者が、引き続き伐採をした場合又は伐採後の造林をしない場合で森林法第10条の9第4項各号のいずれかに該当すると認められる場合、以下の基準及び「伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアル」により、伐採中止を命じ、又は期間・方法及び樹種を定めた伐採後の造林をすべき旨を命じることとする。

（伐採の中止又は造林をすべき旨の命令をする基準）

伐採の中止、造林をすべき旨の命令の基準は、林野庁長官通知「伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について」の第5によるが、次の基準を留意する。

- ・ 土壌保全、水源涵養、水害防止等伐採前の森林が有していた機能に依存する地域で災害等を発生させるおそれがあること。
- ・ 伐採跡地周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

- (1) 造林の対象樹種
  - ア 人工造林の場合  
1の(1)による。
  - イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

- (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、育成し得る最大の立木の本数として想定される本数を10,000本/haとし、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

## 5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は，下記内容を標準として，過度の競争関係を緩和し，森林の立木の育成の促進，林分の健全化等を図ることを旨として，森林の立木の成長度合い等を勘案し，適正な時期，方法により実施するものとする。

樹種	施業体系		植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
	仕立方法	生産目標		1回目	2回目	3回目	4回目	
スギ	中仕立て	中径材 伐期 40年	3,500	15	20	25	30	間伐率は，材積率で概ね20～30%とする。  初回は林分構成の適正化を図るよう に形成不良木等に偏ることなく行う こととする。  2回目以降は，主伐時まで残存すべ き優れた形質の木を選択し，それ以外 の木を適正な間隔をおいて選木する。
		中径材 伐期 60年	3,500	18	25	31	40	
ヒノキ	中仕立て	柱材 伐期 45年	3,500	22	30	37	—	
		中径材 伐期 60年	3,500	22	30	37	45	

(注) 間伐を実施すべき標準的な林齢(間伐時期)及び間伐率は，地位や生産目標が異なることにより植栽本数が上記以外の場合もあるので，地位の良否，植栽本数の多少に応じて調整すること。

間伐は，材積に係る伐採率が35%以下であり，かつ，伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において，その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとし，上表に示す内容を標準とし，過度の競争関係を緩和することを旨として，森林の立木の成長度合い等を勘案し，適正な時期，方法により実施するものとする。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、下記に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					保育の方法	
	林齢 1	5	10	15	20		
下刈り	スギ	①……………⑧ 5 ～ 8 回					植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は造林木の生長が最盛期となる直前とし、6～8月頃を目安とする。
	ヒノキ	①……………⑩ 5 ～ 10 回					
つる切り	スギ	①……………⑧ 1 ～ 2 回					下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ	⑮ 1 回					
除伐	スギ	⑧ ⑬ 伐期 40 年は 8 年生で 1 回 伐期 60 年は 2 回					下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、8～10月頃を目安とする。
	ヒノキ	⑩ ⑮ 2 回					
枝打ち	スギ	⑧……………⑯ 3 回（伐期 40 年は打ち上げ 4m）					林冠が閉鎖し、林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病虫害の発生予防・材の完満度を高めるために行う。実施時期は樹木の生長休止期とする。
	ヒノキ	⑨……………⑱ 4 回（打ち上げ 6m）					

## 3 その他必要な事項

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物を除去し、目的樹種の健全な育成を図るものとする。除伐については、下刈りの終了後に樹冠がうっ閉する森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るものとする。

但し、目的外樹種にあっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存育成すること。また、枝打ちは、林内照度を高め下層植生の生育を促すともに材質向上も図られることから適時適切に行うものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

##### イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、別表2のとおり定め、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

#### (2) 山地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林や土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林周辺等の山地災害防止機能及び土壌の保全の機能の評価区分が高い森林等

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

都市周縁部等、市民の日常生活に密接なかかわりを持ち、汚染物質等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果の高い森林や開発残地森林等、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

##### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区周辺等の保健文化機能の評価区分が高い森林等。キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、市民の保健・文化・教育的利用等に適した森林や優れた自然景観等を形成する森林も含めるものとする。

##### イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地

の縮小及び分散を図る。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

別表1 森林機能区分

林班	小林班	森林機能区分				備考
		水源涵養	災害防止	快適環境	保健文化	
1	ア		◎			
2	ア		◎			土流・砂防
3	ア		◎			土流・砂防
4	ア		◎			土流・土崩・砂防
5	ア	◎	◎			土流・土崩・砂防
5	イ		◎			土流・砂防
6	ア	◎	◎			土流・土崩・砂防
6	イ	◎	◎			土崩・砂防
6	ウ		◎	◎		砂防
7	ア	◎	◎			砂防
7	イ	◎	◎			砂防
7	ウ		◎			砂防
7	エ		◎	◎	◎	砂防
8	ア		◎	◎	◎	土流・砂防
9	イ		◎			土流・砂防
10	ア		◎			土流・砂防

※備考の記載について

土流 土砂流出防備保安林

土崩 土砂崩壊防備保安林

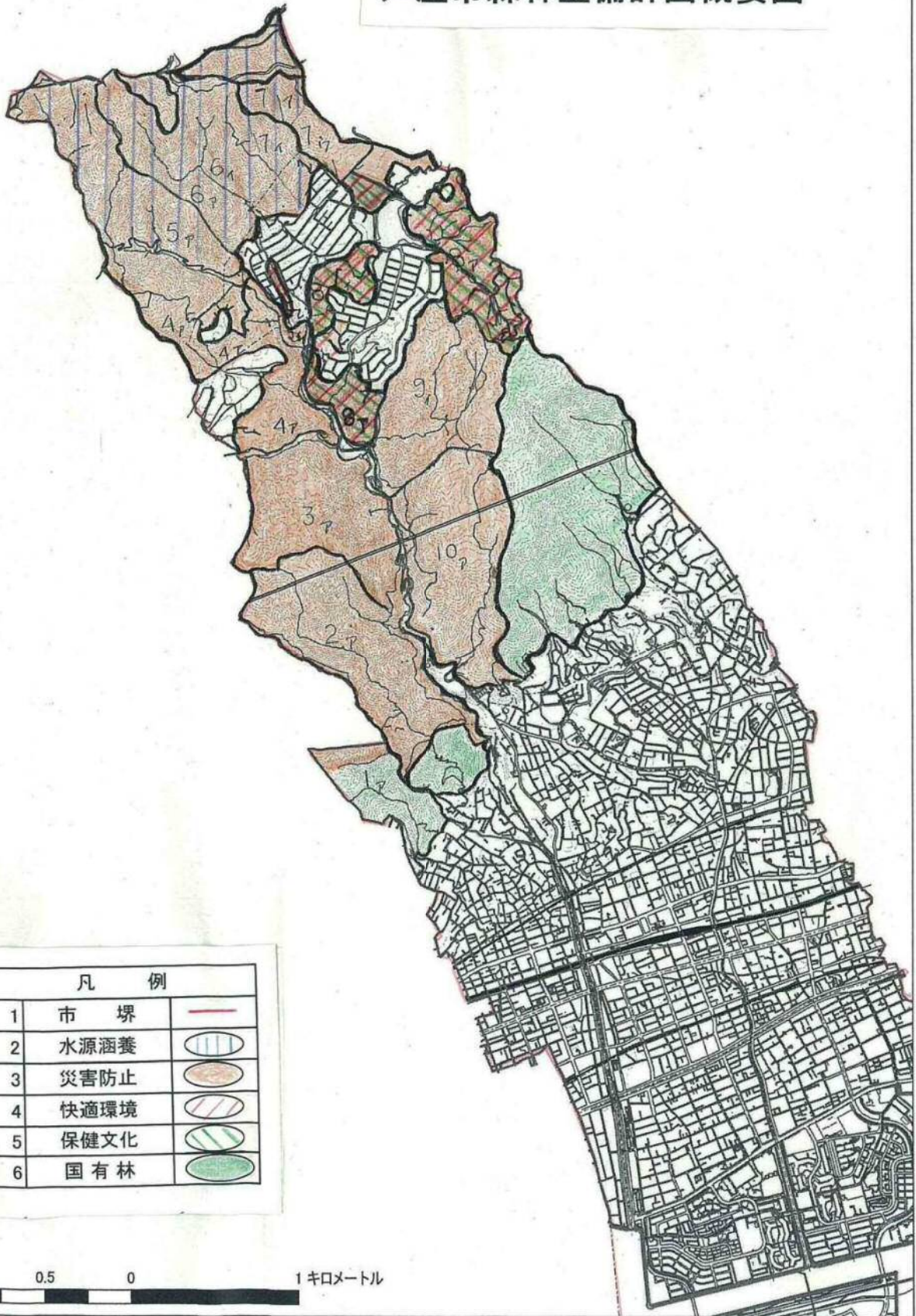
砂防 砂防指定地

を含む林班であることを示す。

別表2 森林施業の方法

施業の方法		森林の区域（林班）	面積（h a）
伐期の延長を推進すべき森林 （標準伐期齢+10年での主伐）		5 林班ア小林班 6 林班ア・イ小林班 7 林班ア・イ小林班	183.12
長伐期施業を推進すべき森林 （標準伐期齢の2倍の林齢での主伐）		上記以外	387.09
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐を除く）	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

# 芦屋市森林整備計画概要図



凡 例		
1	市 場	
2	水源涵養	
3	災害防止	
4	快適環境	
5	保健文化	
6	国有林	

1      0.5      0      1 キロメートル



## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林所有は木材生産を目的としたものでなく財産保持的であるため、森林施業の共同化については困難であると思われるが、森林経営計画制度を活用し、森林経営が困難な所有者から森林経営が可能な所有者等への委託を促進して、本市における経営主体レベルでの森林施業の面的な集約化が可能と判断できる場合は推進していくものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

加古川地域森林計画区域内の他市町の森林組合等との提携による森林施業の受委託等の推進を図る。また、本市における森林所有者の状況や森林施業の実施状況を勘案し、長期的な施業委託やそれを担う市外を含む森林事業者の情報収集等を推進していくものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意する。

- (1) 森林経営計画の共同作成者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施することを旨とすること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。
- (5) 森林経営計画作成時には、県の森林施業プランナーの助言を得るよう努めること。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。）を実行することができない場合は、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、また、経営管理権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、当該森林の状況や現状のまま推移した場合における公益機能の影響などを勘案した上で、適切な森林の経営管理を推進する。

- 5 その他必要な事項  
該当なし
  
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
  - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針  
該当なし
  
  - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針  
該当なし
  
  - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  
該当なし
  
  - 4 その他必要な事項  
該当なし
  
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を促進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項  
該当なし
  
  - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項  
該当なし
  
  - 3 作業路網の整備に関する事項  
該当なし
  
  - 4 その他必要な事項  
該当なし
  
- 第8 その他必要な事項
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項  
該当なし
  
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  
該当なし
  
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項  
該当なし

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

該当なし

###### (2) 鳥獣害防止の方法

該当なし

##### 2 その他必要な事項

該当なし

#### 第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

###### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫被害については、被害状況に応じ公益的機能の高い松林を重点に駆除するものとする。ナラ枯れについては、本市でも被害が継続しているため被害状況の把握に努めるものとし、被害木の早期発見し、被害の拡大を抑止するため、伐倒駆除の指導等を行うこととする。

###### (2) その他

該当なし

##### 2 鳥獣害対策の方法

本市では森林の鳥獣被害は把握していないが、近郊市町と情報共有に努めることとし、地域の情報を踏まえ野生鳥獣との共存に配慮した対策を検討する。

##### 3 林野火災の予防の方法

交通機関のターミナルやハイキング道入口等での啓発ビラの配布など、関係機関とも協同した啓発活動を行い、登山ルートの確認と途上で消火活動に使用できる水源の確認に努める。また、不慮の事故に備え、森林保険の加入を促進する。

##### 4 森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れにあつては、芦屋市火災予防条例に基づき、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出が必要で、風速・湿度等の気象状況や火入れ地の地形状況を勘案することとし、傾斜地においては上方から下方に向かって火入れする等、延焼のおそれがないことを十分に確認し、小区画ごとに実施することとする。また、強風・乾燥に関する注意報・警報が発令されたときは速やかに消火するよう指導を行う。

また、火災に関する警報が発令されているときは、芦屋市火災予防条例に基づき火の使用の制限があることから、火入れは行わない。

## 5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森 林 の 区 域	備 考
3 林班ア小林班, 5 林班ア小林班, 9 林班イ小林班, 10 林班ア小林班	

- (2) その他  
該当なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては, 次に掲げる事項に充分留意し, 適切に行うこととする。

ア II・第4の公益的機能別施業森林に定める方法での適正な施業。

イ III・第2の森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林所有者と地域住民の交流により相互理解を深めると共に、地域住民による森林ボランティア活動を支援し、地域住民参加による実践活動を促すものとする。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

市内及び加古川地域森林計画区域内の森林所有者と地域住民の交流により相互理解を深め、加古川地域森林計画区域の林業地域である区域内上流部と、都市部である区域内下流部の連携強化を図る。

### (3) その他

該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

## 7 その他必要な事項

保安林，国立公園特別地域，砂防指定地等法令により施業について制限を受けている森林においては，当該制限に従って施業を実施するよう留意する。